

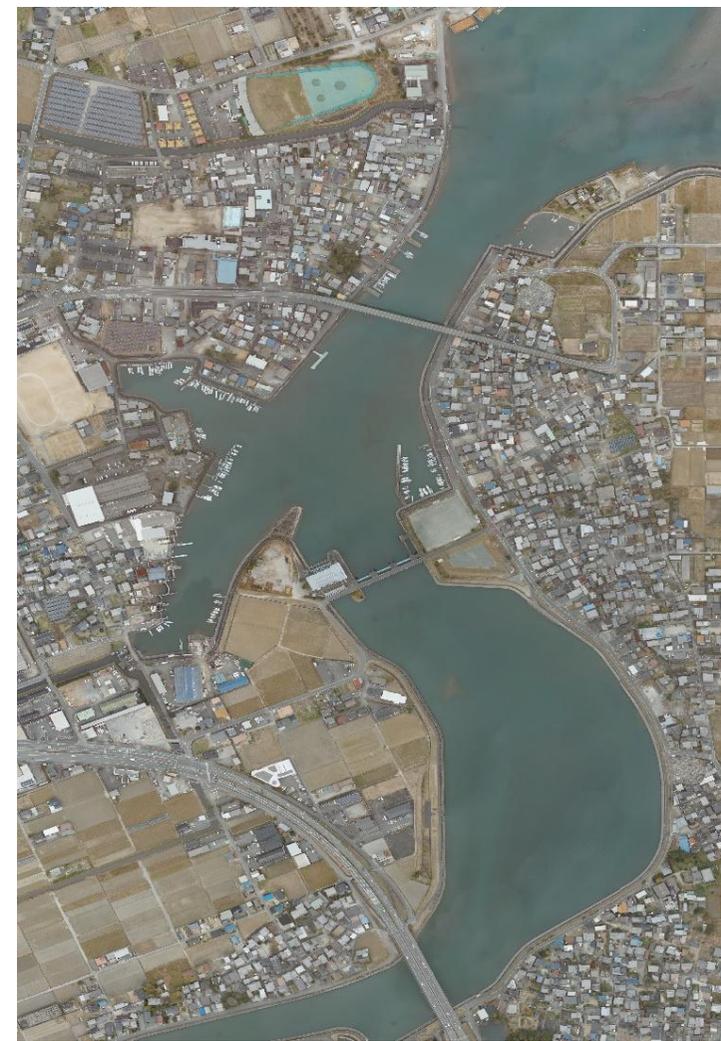
第 2 1 回 勢田川等水面利用対策協議会



平成 20 年



令和 2 年



令和 7 年

令和 8 年 2 月 1 7 日

勢田川等水面利用対策協議会による不法係留船対策の取組

▼不法係留船が引き起こす問題

不法係留船は、日常の管理が不十分であることが多く様々な面で問題を引き起こすおそれがあります。

- ①洪水時の流下阻害
- ②船舶が流出した場合の護岸等他の施設への損傷
- ③津波や高潮により船舶が護岸等施設を乗り越えた場合の近隣への被害
- ④油漏れによる水質事故
- ⑤他の水面利用者の自由使用の妨げ
- ⑥騒音、ゴミの不法投棄等による周辺住民の生活環境の悪化を招く など



台風により護岸へ乗上げた不法係留船
(平成21年10月伊勢市通町)



老朽化した不法係留船沈没による油流出
(平成22年5月伊勢市田尻町)

▼勢田川等水面利用対策協議会の設立とこれまでの取組

勢田川、五十鈴川及び大湊川と重複する宇治山田港には、**951**隻（平成22年1月時点）の不法係留船が無秩序に係留されていました。そこで平成21年11月に地域住民の代表者や漁業関係者、行政が中心となり『勢田川等水面利用対策協議会』を設立し、不法係留船対策を進めてきました。これまでの取組により、不法係留船は**44**隻（令和7年10月時点）まで減少しました。今後も不法係留船ゼロを目指し、引き続き取組を進めていきます。

★勢田川不法係留船舶減少の状況（伊勢市一色町地先）



平成21年11月時点



令和8年1月時点

当初からの協議事項

協議会の協議事項

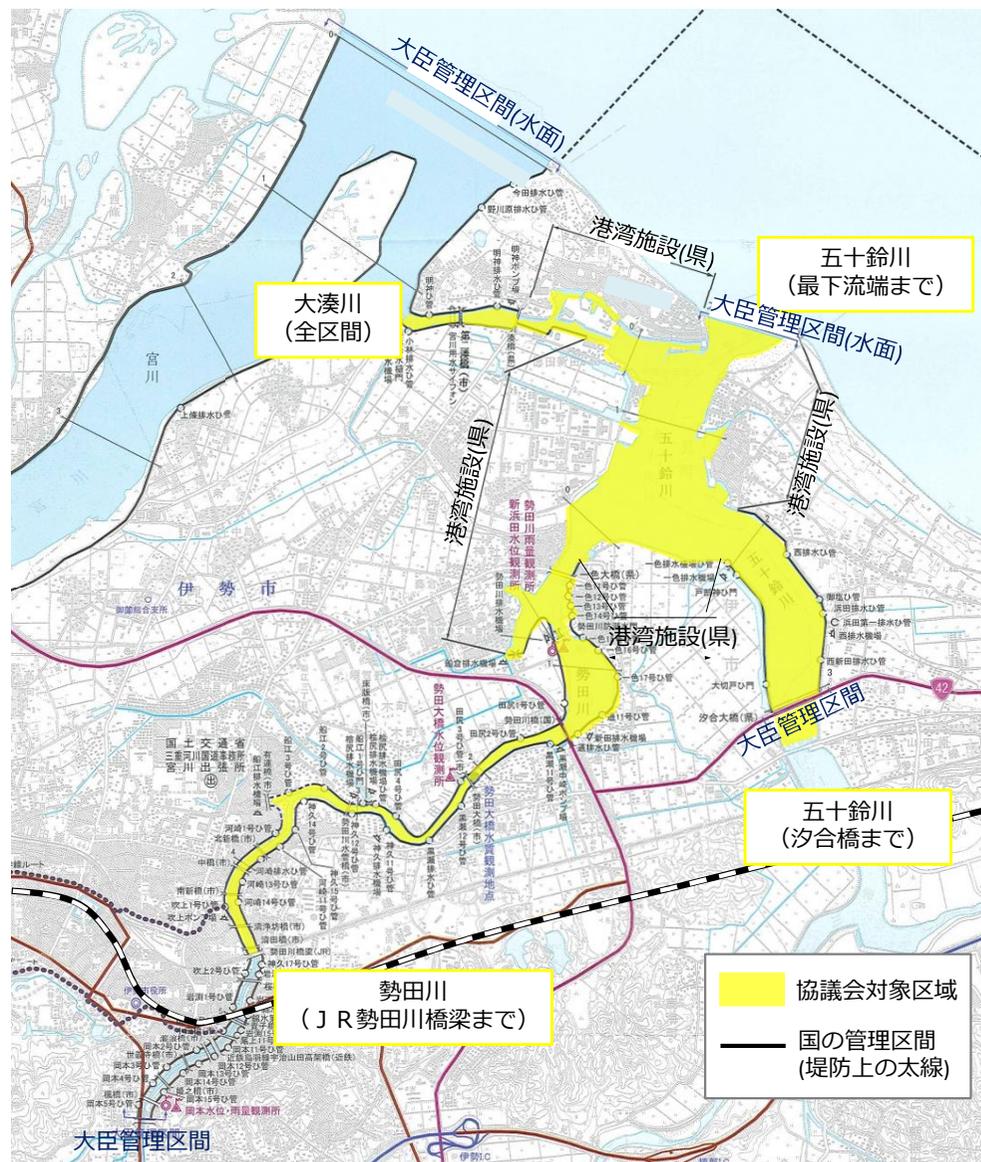
▼協議会において協議・検討していく基本事項（10項目）

- ① 対象区域
- ② 広報関係
- ③ 係留船舶実態調査
- ④ 強制的な撤去措置 ※
- ⑤ 民間マリーナ調査
- ⑥ 暫定係留施設
- ⑦ 恒久的係留保管施設（確保増の取組強化等） ※
- ⑧ 重点的撤去区域の設定（河川）
- ⑨ 放置等禁止区域の指定（港湾） ※
- ⑩ 条例制定の要否・可否について

※は今後の重点実施事項

▼協議会対象区域

五十鈴川、大湊川、勢田川の河川区域と宇治山田港の港湾区域が重複する区域及びその区域に隣接する施設



報告事項

係留場所の確保：係留が認められる施設



1 (占用済)

ゴーリキ
マリンヴィレッジ



2 (占用済)

大湊川(北側流路)



3 (占用済)

マリーナ伊勢



4 [候補地]

大湊川
(五十鈴川合流点側)



5 (占用済)

今一色漁港区



11 (占用済)

神社港 (海の駅)



10 (占用済)

一色大橋下流左岸



9 (占用済)

防潮水門下流左岸



12 (占用済)

プレア



6 [候補地]

一色町物揚場施設



7 (占用済)

一色町地先船溜まり



8 (占用済)

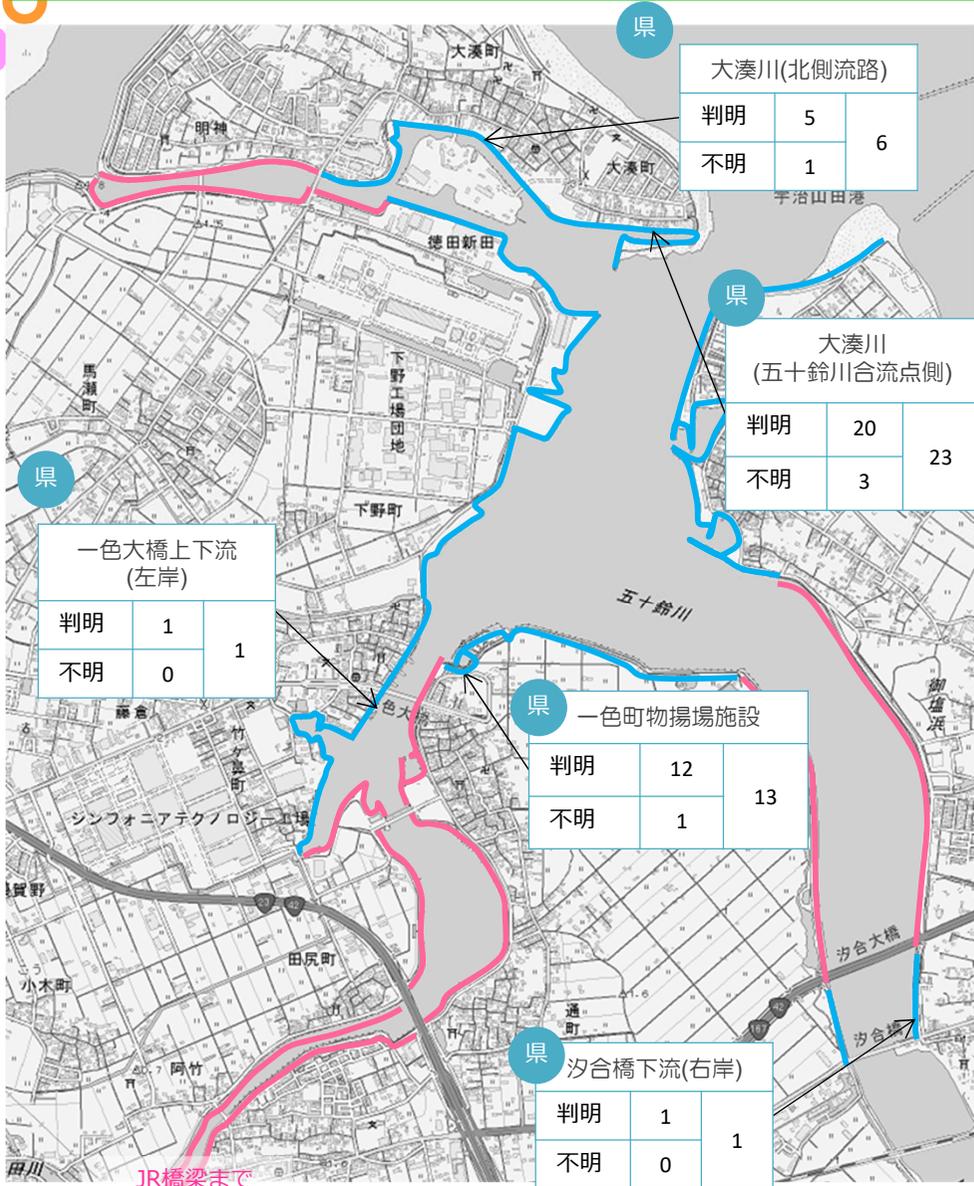
秀英工業



報告事項

不法係留船舶実態調査

▼令和7年10月時点（44隻）



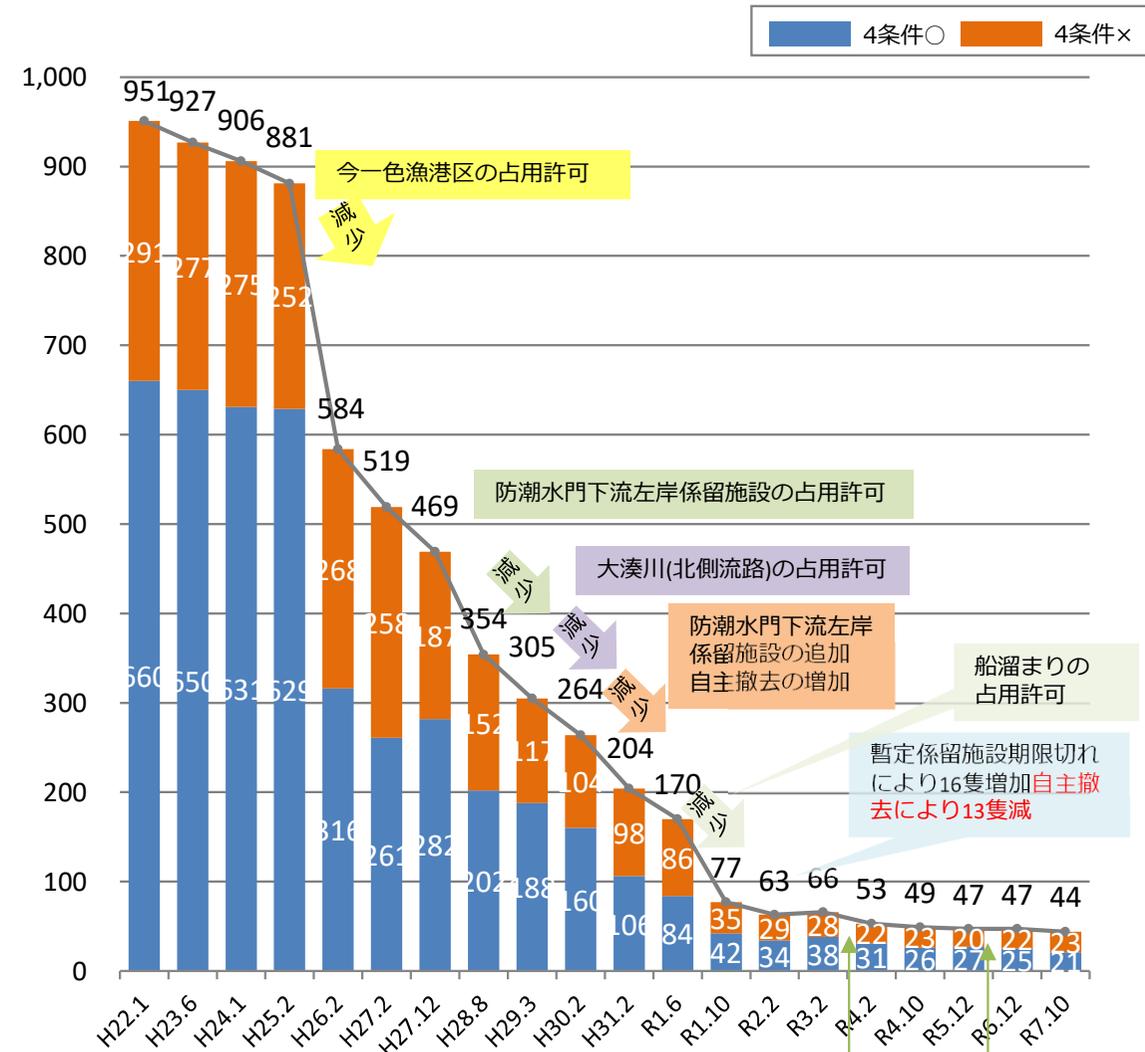
凡例

協議会対象区域における国管理区間

協議会対象区域における県管理区間

※一時係留船舶は除く

▼不法係留船舶数の変動（H22～R7）



不法係留船舶数	(44隻)
4条件○	(21隻)
4条件×	(23隻)

一色大橋右岸上下流にて行政代執行を前提とした撤去指導による減

報告事項 | 係留対象船舶数について



▼ 現在の状況（令和7年10月時点）

係留が認められる施設（空き状況）

※（空き状況は令和6年12月時点調査）

現状施設	占有状況	施設名		係留数
		施設名	備考	
現状施設	占用済	⑤今一色漁港区	※基本的に漁船のみ	0
		⑨防潮水門下流（左岸）		0
		⑩一色大橋下流（左岸）		0
		②大湊川北側流路	※基本的に漁船のみ	1
		⑪神社港（海の駅）		0
		⑦一色町地先船溜まり		0
	未占用	(④大湊川（五十鈴川合流点）)		(35)
(⑥一色町物揚場施設)			(5)	
		小計		1
民間マリーナ		①ゴーリキ		6
		③マリーナ伊勢		3
		⑧秀英工業		0
		⑫株式会社プレア		0
		小計		9
		合計		10

課題有り

係留総船舶数（実際の係留数）（44隻）

内訳	4条件○	21隻
	4条件×	23隻

受け皿施設への対象船舶とする4条件

- ①漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。（船舶への登録番号の表示など）
- ②所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。
- ③漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。
- ④上記に該当しても、平成28年8月1日以降、新たに係留が確認された船舶は対象とならない。

依然として、係留数に対して空き状況が不足している状況が続いている。

※令和6年12月時点の数であり、現状とは異なる可能性があります。



▼ 放置等禁止区域の指定

受入先の確保と禁止区域の指定



(港湾法)
第三十七条の十一 何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域(略)内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。

凡例

■ 放置等禁止区域に指定済み

■ 占用許可予定状況を鑑み放置等禁止区域の指定を検討します

報告事項 | 広報関係

▼ホームページ・マスコミ報道

三重河川国道事務所及び三重県伊勢建設事務所のホームページに協議会の活動（お知らせや開催結果）を随時掲載し、マスコミに投げ込み

三重河川国道事務所ホームページ



① トップ画面「河川のこと」をクリック

② 「勢田川等水面利用対策」をクリック

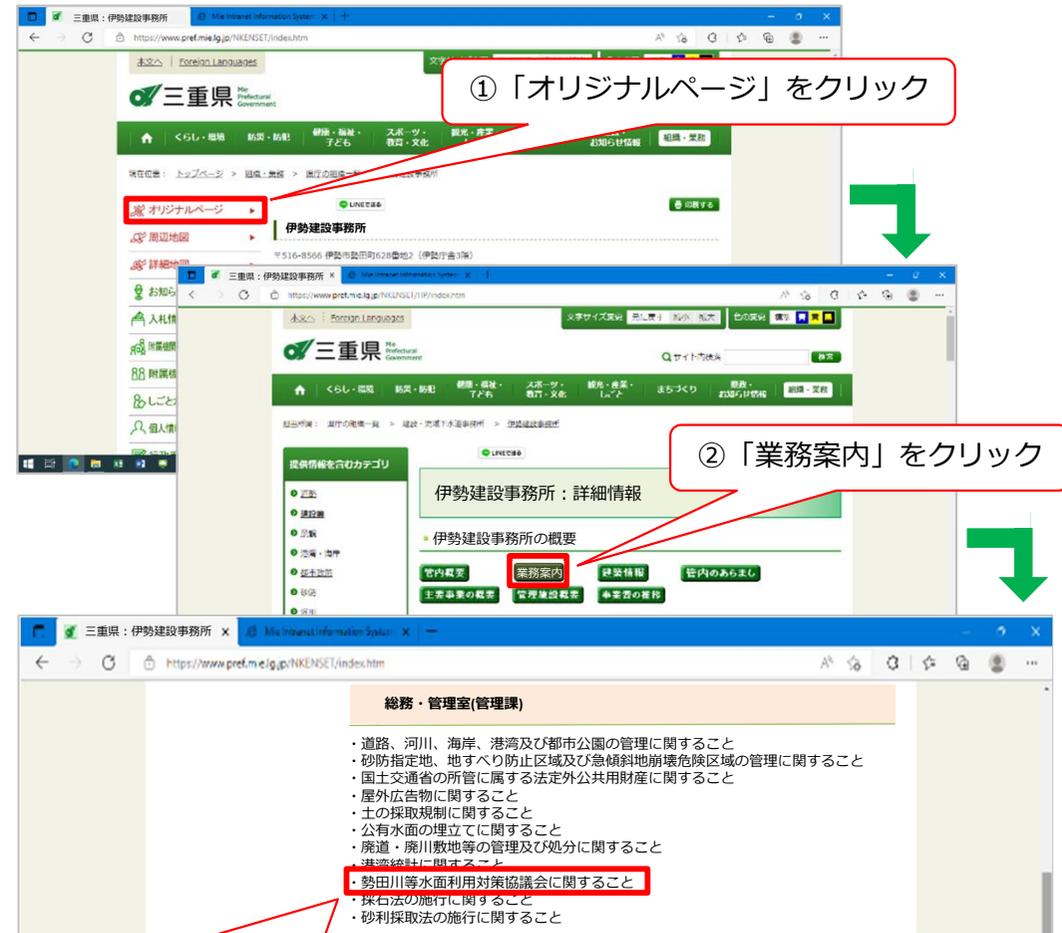
令和3年12月10日 記者発表 2紙に掲載

せたがわ 勢田川の所有者不明棧橋を撤去します

勢田川(宇治山田港)等に許可なく係留されている多数の不法係留船に対し、『勢田川等水面利用対策協議会』では、「係留場所の確保」と「係留対象船の減」を両輪とした対策を推進しています。
今回、対策の一環として、
・《簡易代執行》係留施設(棧橋) 1基 の撤去を行います。

○勢田川においては、かつて約950隻もの不法係留船が存在し、洪水の流下阻害、流出した場合の河川管理施設への損傷、油漏れによる水質事故等を引き起こすといった問題がありました。
○そこで、平成21年に地元自治会、漁業関係者、行政が中心となり『勢田川等水面利用対策協議会』が発足し、「不法係留船ゼロ」とする目標を掲げて対策を推進してきた結果、不法係留船は、52隻(R.3.12調査時点)と大幅に減少しています。(別添:これまでの取り組みと今後の予定 参照)

三重県伊勢建設事務所ホームページ



① 「オリジナルページ」をクリック

② 「業務案内」をクリック

③ 「勢田川等水面利用対策協議会に関する事」をクリック

▼現況：第18回協議会で係留場所として不承認となった一色大橋上流左岸の棧橋が未だ撤去されていない。

経緯と対応方針

令和7年度、棧橋の管理者に対して複数回面談し撤去指導しています。

管理者からは同年度末を目途に隣接市の具体的な事業場へ移動して使用する旨回答を得ているので、今後着実に履行されるよう引き続き指導を行っていきます。

撤去状況の確認及び移動要請

※対面指導に基づき自主撤去を促す

注意書送付・警告書送付

指示書交付





▼ 占用のあり方等について再検討を行うべき箇所【候補地⑥】



凡例

 占用主体決定に向けて手続きを進める箇所



⑥一色町物揚場施設



⑥一色町物揚場施設

【課題】

- ◎ 当該施設は水深が極めて浅く、船舶の係留には浚渫が必要となる。
 - ◎ 本件では占用に関する課題解消を占用主体となる応募者が行うことを条件としている。
- ※ 占用の実現性の模索：占用条件の再検討、課題解消の手法の検討

→ 占用のあり方等の再検討

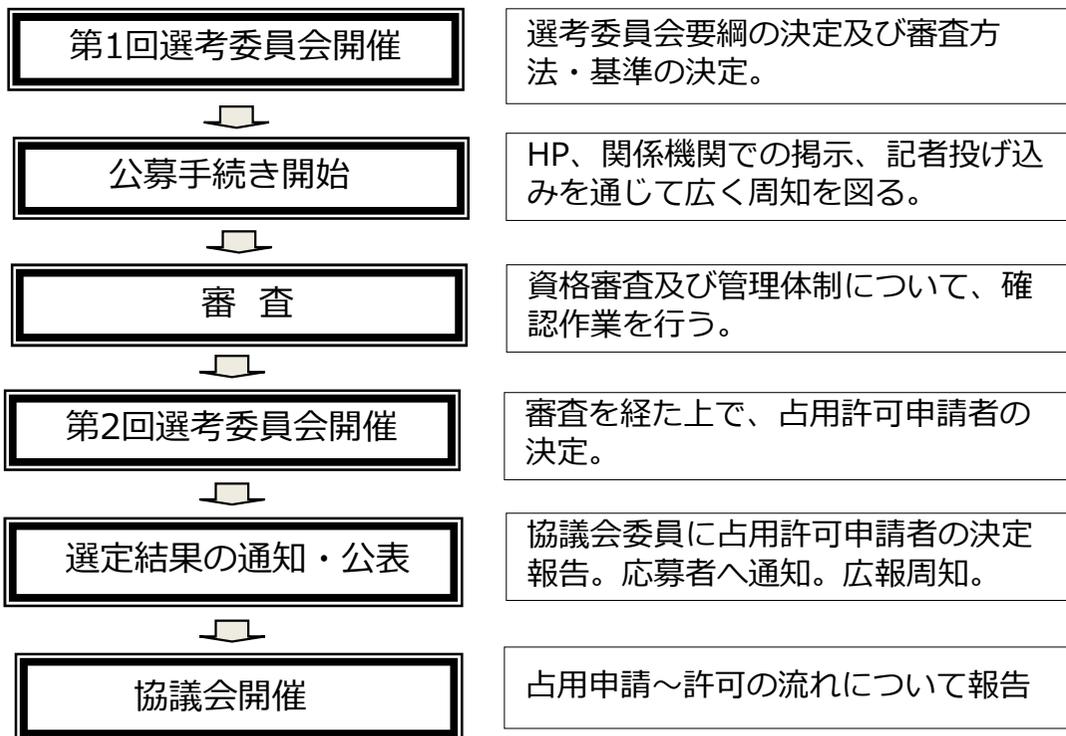


▼ 占用主体（管理者）募集に向けた流れ【候補地④】

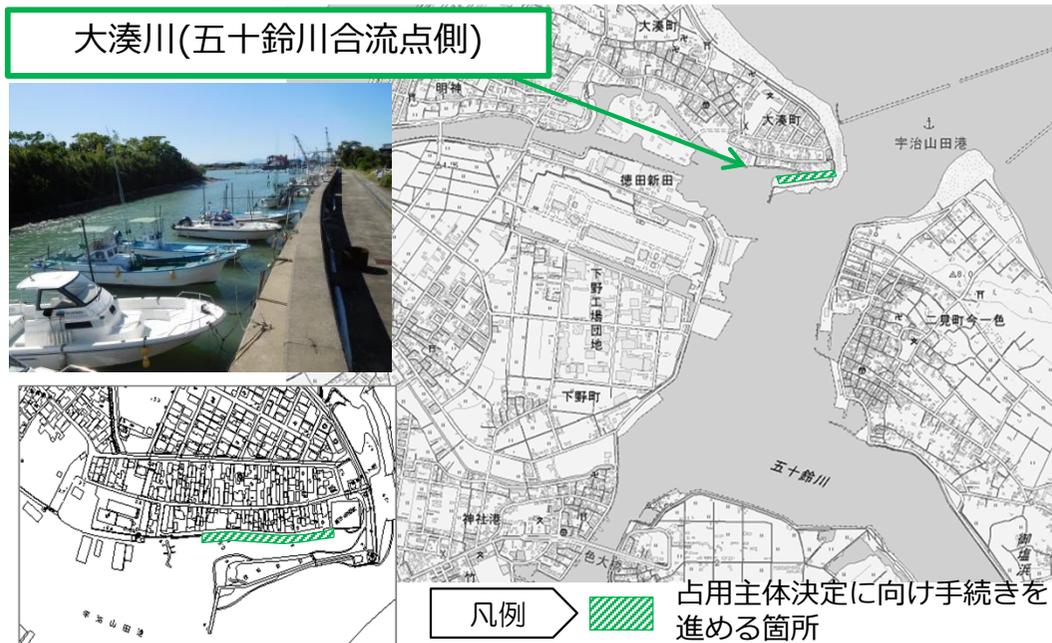
候補地④の占用主体募集について

不法係留船が依然として多数（令和7年10月現在で29隻）存在する大湊川において、現状施設を有効活用した係留場所を確保することを目的として、令和8年度に占用主体（管理者）の募集を行う。

占用主体決定までの流れ



河川法及び港湾法に基づく占用許可後、管理開始



選考委員会の構成

委員長：三重河川国道事務所長
 委員：国土交通省三重河川国道事務所副所長以下関係職員
 三重県伊勢建設事務所長以下関係職員

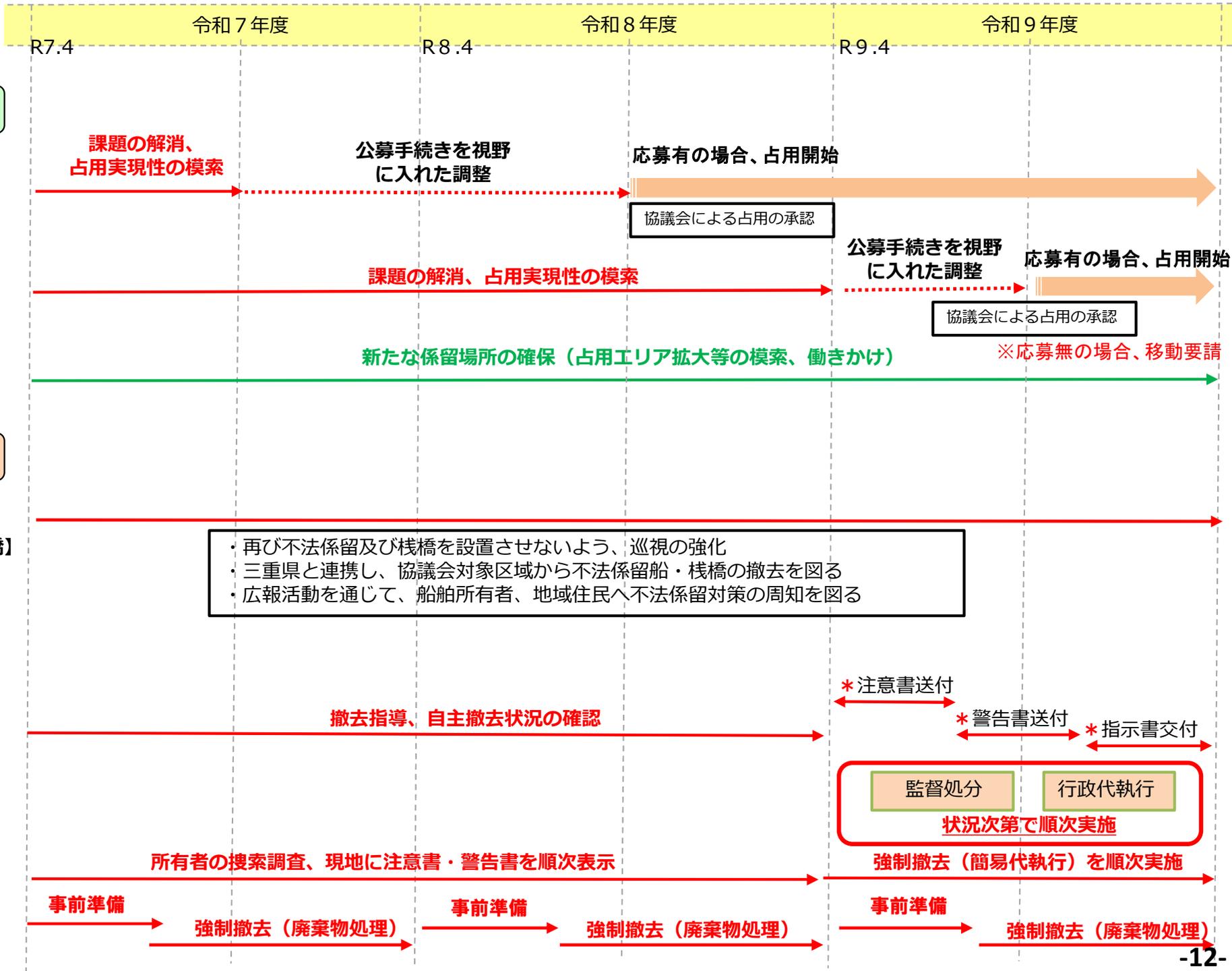
船舶所有者に対する周知活動

公募手続き開始にあわせて、対象区域内の不法係留船舶所有者に対して、占用主体募集を開始した旨の周知文を郵送していく

過去の同様事例

- ・ 勢田川防潮水門下流左岸係留施設 平成28年7月占用開始
- ・ 一色町地先船溜まり船舶係留施設 平成31年3月占用開始

協議・検討事項 | スケジュール





▼ 占用主体（管理者）募集に向けた流れ【募集要項概要（案）】

応募資格

共通要件

- ①会社更生法又は民事再生法の規定による手続きを開始していないこと。
- ②直近3年間に、法人税、県税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していないこと。
- ③役員が破産者で復権を得ていない者、禁固以上の刑に処せられ2年経過しない者、成年被後見人・被保佐人でないこと。
- ④暴力団が実質的に経営を支配する業者等でなく、委託先としないこと。また、警察当局から暴力団が実質的に経営を支配する業者等又はこれに準ずるものとして排除要請があり、当該状況が継続していないこと。
- ⑤過去に河川法、港湾法による監督処分を受けていないこと。
- ⑥NPO法人については、特定非営利活動促進法第42条の規定に該当する者でないこと。

個別要件

- ①伊勢市内に本店、本社又は主たる事務所を有する法人であること。
- ②過去5年間に同種業務の実績を有すること又は、係留施設について河川管理者若しくは港湾管理者の占用許可を受けていること。

募集条件

施設・設備の保守・点検及び清掃等環境整備

- ①施設・設備の損傷の有無について、目視による日常点検に加え、施設の性能維持を目的とした点検を定期的を実施すること。
- ②許可船舶の係留位置の点検、沈廃船の有無調査及び沈廃船の撤去等適切な措置を行うこと。
- ③施設・設備において、周辺も含め清掃・除草（処分を含む。）等の日常管理を定期的を実施すること。
- ④日報を記録し、まとめたものを毎年、河川管理者及び港湾管理者に提出すること。

災害時の対応

- ①事前に係留施設を点検し、係留船舶の固定等の災害対策を行うとともに利用者の避難誘導その他の措置を講ずること。
- ②被災があった場合には、速やかに河川管理者及び港湾管理者へ報告するとともに、応急対策は占用者自らが行うこと。

水質事故等の対応

- ①緊急時における関係機関（河川・港湾管理者、警察、消防、漁協等）及び利用者との連絡体制を確立すること。
- ②水質事故等が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡すること。
- ③概ね30分以内に現場に赴き対応できる体制を確立すること。

利用者への指導

- ①利用者に対し、係留方法・場所、他の水面利用者の自由使用の妨げ、油漏れによる水質事故、騒音の発生、清掃等の清潔保持等について適切に指導すること。
- ②利用者にかかる賠償責任保険に加入させること。

訓練の実施

- ①台風、高潮、増水等の災害時及び水質事故が発生した場合に対応した訓練を実施すること。

管理運営

- ①係留対象船舶は、勢田川等水面利用対策協議会（以下「協議会」）で定めた4条件を満たしている船舶とすること。（追加指示で変更の可能性あり）
- ②地元（漁協、自治会、周辺民間マリーナ等）との連絡・調整を行うこと。
- ③施設内における係留対象でない船舶の所有者に対する指導等を行うこと。
- ④占用区域内における苦情・問合せについては、責任をもって対応すること。
- ⑤協議会に協力して、放置船舶に対して広報活動等に取り組むこと。
- ⑥利用料金は、収支計画、施設の特性や近隣相場を勘案し、著しく高額でない料金で任意に設定すること。